

# ATMカードローン規定集

## ATMカードローン規定…………… P. 3

第1条	契約の成立、取引方法	
第2条	取引期間	
第3条	貸越極度額……………	P. 4
第4条	利息、損害金	
第5条	貸越金の約定返済……………	P. 5
第6条	貸越金の約定返済の自動支払	
第7条	任意返済……………	P. 6
第8条	印紙税	
第9条	期限前の全額返済義務	
第10条	減額・中止・解約……………	P. 7
第11条	銀行からの相殺	
第12条	反社会的勢力の排除	
第13条	借主からの相殺……………	P. 9
第14条	債務の返済等にあてる順序	
第15条	代り契約書等の差し入れ	
第16条	印鑑照合	
第17条	費用の負担……………	P. 10
第18条	届出事項	
第19条	規定の変更	
第20条	報告および調査	
第21条	債権譲渡……………	P. 11
第22条	準拠法・管轄裁判所	

## スイングサービス規定…………… P. 11

第1条	自動融資	
第2条	自動振替……………	P. 12
第3条	規定の変更	

## 自動貸越機能規定…………… P. 13

## ATMカードローンカード規定…………… P. 13

第1条	カードの利用	
第2条	代理人カードの利用……………	P. 14
第3条	カード・暗証の管理等	
第4条	偽造キャッシュカード等による貸越等	
第5条	盗難キャッシュカードによる貸越等……………	P. 15
第6条	キャッシュカードの紛失、届出事項の変更等……………	P. 16
第7条	規定の変更	

## ATMカードローン保証委託約款…………… P. 17

第1条	保証委託要項……………	P. 17
第2条	原債務の履行義務	
第3条	担保・保証	
第4条	届出事項……………	P. 18
第5条	保証債務の履行	
第6条	償還の範囲	
第7条	債務の返済等にあてる順序……………	P. 19
第8条	事前求償	
第9条	相殺……………	P. 20
第10条	中止、解約、終了	
第11条	反社会的勢力の排除	
第12条	準拠法・管轄裁判所……………	P. 21
第13条	債権譲渡	
第14条	契約の変更	

## 個人情報の取扱いに関する同意書…………… P. 23

第1条	みずほ銀行の個人情報の利用目的	
第2条	個人情報の第三者提供……………	P. 24
第3条	不同意等の場合の取扱い……………	P. 26
第4条	開示・訂正等	
第5条	申し込み事務を委任する場合の取扱い	
第6条	個人信用情報機関への登録・利用等……………	P. 27
第7条	個人情報の収集・利用・保有……………	P. 29
第8条	個人情報の利用	
第9条	個人信用情報機関への登録・利用……………	P. 30
第10条	個人情報の銀行への第三者提供……………	P. 32
第11条	個人情報の提供・利用	
第12条	個人情報の開示・訂正・削除……………	P. 33
第13条	本条項に不同意の場合	
第14条	利用中止の申出	
第15条	本契約が不成立の場合	
第16条	お問合せ窓口……………	P. 34
第17条	条項の変更	

## ATMカードローン規定

株式会社オリエントコーポレーションの保証に基づき、株式会社みずほ銀行（以下「銀行」といいます）とATMカードローン契約（以下「本契約」といいます）を締結したお客さま（以下「借主」といいます）が、本契約に基づき銀行と行う当座貸越取引（以下「この取引」といいます）は、この規定の定めるところによります。

### 第1条（契約の成立、取引方法）

1. 本契約は、以下の時点で成立します。
  - ① 銀行所定の自動預入引出機（以下「ATM」といいます）による申し込みの場合  
銀行があらかじめ本契約をすることを適当と認めたとお客さまが、銀行が指定するお客さま名義の預金口座（以下「返済用預金口座」といいます）のキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます）を利用してATMにより本契約の締結を申し込み、銀行がこれを承諾したとき。
  - ② 電話による申し込みの場合  
銀行があらかじめ本契約をすることを適当と認めたとお客さまが、電話により本契約の締結を申し込み、銀行がこれを承諾したとき。
  - ③ インターネットによる申し込みの場合  
銀行があらかじめ本契約をすることを適当と認めたとお客さまが、インターネットにより本契約の締結を申し込み、銀行がこれを承諾したとき。
2. この取引は、小切手・手形の振出あるいは手形の引受、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
3. 借主は、別に定める場合を除き、キャッシュカードまたはみずほダイレクトを使用して当座貸越を受けるものとします（ただし、みずほダイレクトを使用した当座貸越は第1項第3号のインターネットによる申し込みを行った借主のみが受けられるものとします。以下同じ）。
4. キャッシュカード、現金自動支払機（以下「CD」といいます）およびATMの取扱いについては、別に定めるATMカードローンカード規定に、みずほダイレクトの取扱いについてはみずほダイレクト規定によるものとします。
5. 借主はこの取引の継続中は、重ねて株式会社オリエントコーポレーションの保証に基づくカードローン取引を行うことはできないものとします。

### 第2条（取引期間）

1. 借主がキャッシュカードまたはみずほダイレクトを使用

して当座貸越を受けられる期間（以下「取引期間」といいます）は、契約成立日からその1年後の応当日の属する月の17日（銀行休業日の場合はその翌営業日とし、この場合を含め以下「期限」といいます）までとします。ただし、期限までに銀行から借主に期限を延長しない旨の申出がない場合には、取引期間はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

2. 期限までに銀行から借主に期限を延長しない旨の申出がなされた場合は、次の通りとします。
  - (1) 借主は、期限の翌日以降キャッシュカードまたはみずほダイレクトを使用したATMカードローン契約に基づく当座貸越は受けられません。
  - (2) 貸越元利金はこの規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当然に解約されるものとします。
  - (3) 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの取引は当然に解約されるものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、第1項による期間の延長は、銀行が特に認める場合を除き、借主の満70歳の誕生日を超えて行わないものとします。この場合は前項(1)から(3)の通りとします。
4. 借主が本債務を完済した日より1年以上新たな借入をしなかったときは、本契約は当然に終了するものとします。ただし、銀行が認めた場合はこの限りではありません。「本債務」とは借主が本契約に基づいて銀行に対して負担する一切の債務をいいます。

### 第3条（貸越極度額）

1. 本契約による貸越極度額は、銀行および株式会社オリエントコーポレーションが行う審査により決定するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約成立後は、銀行は銀行および株式会社オリエントコーポレーションが行う審査により、貸越極度額を増額もしくは減額することができるものとします。この場合、銀行は変更後の貸越極度額および変更日を借主に通知するものとします。
3. 利息の組入れによって、貸越元利金が貸越極度額を超えた場合にもこの規定の各条項が適用されるものとします。

### 第4条（利息、損害金）

1. 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月17日（銀行休業日の場合はその翌営業日）に銀行所定の利率によって計算のうえ、貸越元金に組入れるものとします。利息の計算は平年うるう年に関係なく、毎日の貸越最終残高の合計額×銀行所定の利率（料率）÷365の算式により行

うものとしします。

- 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は銀行所定の利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとしします。
- 前項の銀行所定の利率の変更内容は、銀行本支店の窓口またはATMコーナーにおいて、ポスターまたはチラシ等にて告知することとしします。
- 銀行が特に借主に対して優遇利率を適用した場合には、銀行は銀行本支店の店頭またはATMコーナーにおいて告知することなく、また借主に対して通知することなく、いつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を中止することができるものとしします。
- 借主が銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年19.9%（年365日の日割計算）により算出するものとしします。

## 第5条（貸越金の約定返済）

- 本契約に基づく毎月の返済は毎月17日（銀行休業日の場合はその翌営業日。以下「約定返済日」といいます）に前月17日（銀行休業日の場合はその翌営業日）現在の貸越残高に応じて次の通り行います。

前月17日の貸越残高	約定返済金額
2千円未満の場合	前月17日現在の貸越残高
2千円以上10万円以下の場合	2千円
10万円超の場合	貸越残高が10万円増すごとに2千円に2千円ずつ増額した金額

- 前項の規定にかかわらず、約定返済日当日の貸越残高（約定返済日当日に元金に組入れられる利息の額を含みます。以下同じ）が前項に定める約定返済金額に満たない場合には、約定返済日当日現在の貸越残高の全額を返済します。

## 第6条（貸越金の約定返済の自動支払）

- 借主は前条の規定に基づく返済のため、各約定返済日までに毎回の約定返済金額相当を返済用預金口座に預け入れます。
- 銀行は各約定返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書なしで返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の約定返済にあてるものとしします。ただし、返済用預金口座の残高が毎回約定返済金額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはしないものとしします。

- 毎回の約定返済金額相当の預け入れが各約定返済日より遅れた場合には、銀行は約定返済金額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとしします。

## 第7条（任意返済）

- 前条による約定返済のほか、借主は随時に任意の金額を返済することができるものとしします。
- 前項の任意返済は前条の自動支払によらず、借主が直接銀行の店頭でキャッシュカードを呈示のうえ入金する方法もしくは銀行のATMを利用して行う方法により、またはみずほダイレクトを使用する方法により行うものとしします。

## 第8条（印紙税）

銀行はこの取引に関し借主が負担すべき印紙税相当額が生じた場合は、当該金額について、その発生後いつでも返済用預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書なしで引落しのうえ、印紙税の支払いにあてることのできるものとしします。

## 第9条（期限前の全額返済義務）

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知催告等がなくてもこの取引に基づく貸越元金金について当然に期限の利益を失い、直ちに本契約に基づく債務全額を返済するものとしします。
  - 借主が約定返済日までに約定返済金額（損害金を含みます）の一部でも返済しなかったとき。
  - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
  - 支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申出があったとき。
  - 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - 借主の銀行に対する預金または銀行もしくは株式会社オリエントコーポレーションに対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
  - 株式会社オリエントコーポレーションから銀行に対して保証の中止または解約の申出があったとき。
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この取引に基づく貸越元金金について期限の利益を失い、直ちに本契約に基づく債務全額を返済するものとしします。
  - 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
  - 借主が銀行または株式会社オリエントコーポレーションとの取引約定ならびに規約の一つにでも違反し

たとき。

- (3) 借主が銀行または株式会社オリエンテーションに対する他の債務の一つでも期限に返済しなかったとき。
- (4) この取引に関し借主が銀行または株式会社オリエンテーションに虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- (5) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど貸越元利金の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

## 第10条（減額・中止・解約）

1. 借主が前条各項各号の一つに該当したとき、借主が申込時に入力した借主の電話番号が誤っているなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行または株式会社オリエンテーションから借主に連絡ができないうち、金融情勢の著しい変化があるとき、その他相当の事由があるときは、銀行はいつでも貸越極度額を減額し貸越を中止し、またはこの取引を解約することができるものとします。
2. 借主はいつでもこの取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の方法により銀行に通知するものとします。
3. 前2項によりこの取引が解約された場合、借主は直ちに貸越元利金を支払うものとします。また貸越極度額を減額された場合にも、借主は直ちに減額後の貸越極度額を超える貸越金を支払うものとします。

## 第11条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、この取引による債務のうち各約定返済日が到来したもの、または第9条もしくは前条によって返済しなければならないこの取引による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができるものとします。この場合、銀行は書面により借主に通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金利率については、預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

## 第12条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、借主または保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等

標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、借主または保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
    - ① 暴力的な要求行為
    - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
    - ⑤ その他前各号に準ずる行為
  3. 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
  4. 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。
  5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定が失効するものとします。

## 第13条（借主からの相殺）

1. 借主は、この取引による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この取引による債務の期限が未到来であっても、相殺することができるものとします。
2. 前項によって相殺をする場合、相殺計算を実行する日は毎月の約定返済日とします。この場合、借主は事前に銀行に書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金利率については、預金規定の定めによります。

## 第14条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、この取引による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この取引による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。
4. 第2項なお書きまたは前項の規定によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

## 第15条（代り契約書等の差し入れ）

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって契約内容に関する契約書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り契約書を差し入れるものとします。

## 第16条（印鑑照合）

銀行が、この取引に係る諸届その他の書類に使用された印影

を銀行が指定する預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

## 第17条（費用の負担）

借主に対する権利の行使、保全に要した費用は、借主の負担とします。

## 第18条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑またはキャッシュカード暗証、電話番号、勤務先、勤務先住所その他銀行に届け出た事項に変更があったとき（ただし、当行のATMを使用して、キャッシュカード暗証を変更した場合は除きます）は、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名・住所（借主が取引照合表の送付先を勤務先に希望していた場合は勤務先住所を含みます）にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。
3. 借主について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主または借主の補助人、保佐人、後見人、任意後見監督人はその旨を直ちに銀行に書面で届け出るものとします。借主の補助人、保佐人、後見人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときも同様とし、届出事項に取り消しまたは変更等が生じたときにも同様とします。これらの届出を怠ったために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

## 第19条（規定の変更）

1. 銀行は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容および変更日を銀行のウェブサイトまたは営業部店の窓口もしくはATMコーナーへ掲示する等の方法で告知することにより、この規定の内容を変更することができるものとします。ただし、第4条第2項により銀行所定の利率が変更される場合を除きます。
2. 変更後の規定については、前項の告知に記載の変更日から適用するものとします。

## 第20条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
2. 借主は借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に遅滞なく報告するものとします。

## 第21条（債権譲渡）

1. 借主は、銀行が将来この取引による債権を他の金融機関等に譲渡（信託を含みます。以下同じ）すること、および銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。
2. 前項の規定により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（信託の受託者を含みます。以下同じ）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来通りこの規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

## 第22条（準拠法・管轄裁判所）

1. この規定が適用されるこの取引の契約準拠法は日本法とします。
2. この規定が適用される銀行との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、借主は銀行本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることとします。

## スイングサービス規定

借主がスイングサービスの利用をあらかじめ希望した場合には、ATMカードローン規定（以下「カードローン規定」といいます）の各条項のほか、次の条項が適用されるものとします。

### 第1条（自動融資）

1. 返済用預金口座が次の事項の事由により資金不足（総合口座の極度超過の場合を含みます。以下同じ）となったときは、銀行はその不足額（総合口座の極度超過の場合には当該超過額）相当額の当座貸越をATMカードローン貸越極度額の範囲内で発生させ、返済用預金口座に入金するものとします。この取扱い（以下「自動融資」といいます）については、キャッシュカードの提示は不要とします。
  - ① 銀行所定の預金口座振替による支払い
  - ② 送金日および送金額を特定した自動送金による支払い

- ③ 銀行所定の約定振替による銀行手数料（外為関係手数料を除きます）の支払い
2. 次の各号の事由により返済用預金口座の資金不足が生じた場合には、銀行は自動融資をしないものとします。
    - ① 預金の払い戻し（キャッシュカードによる払い戻し、振込を含みます）
    - ② 約定振替による預金間の振替
    - ③ 銀行からの借入（代理貸付を含みます）の元利金の返済
    - ④ バンクPOS利用代金の支払い
  3. 返済用預金口座に対して同日に複数の支払いの請求があり、資金不足合計額が自動融資可能額を超える場合には、そのいずれの請求金額について自動融資を行うかは銀行の任意とします。
  4. 自動融資を行った後に、同日付で返済用預金口座への入金または総合口座の貸越極度額の設定・増額がなされた場合であっても、銀行は自動融資の取り消しを行わないものとします。
  5. 預金口座振替当日0時から預金口座振替処理までに預金の払い戻しを行った場合に、自動融資を行わないことがあります。

### 第2条（自動振替）

1. カードローン規定第7条により任意返済を行う場合には、借主は、貸越残高を超えて入金することができるものとします。
2. 前項の場合には、貸越相当額の返済に充当した後の残高については、返済用預金口座に振替入金するものとします。なお、この取扱い（以下「自動振替」といいます）については、キャッシュカードの提示は不要とします。
3. 自動振替を行った後に同日付でATMカードローンの当座貸越がなされた場合であっても、銀行は自動振替の取り消しを行わないものとします。

### 第3条（規定の変更）

1. 銀行は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容および変更日を銀行のウェブサイトまたは営業部店の窓口もしくはATMコーナーへ掲示する等の方法で告知することにより、この規定の内容を変更できるものとします。
2. 変更後の規定については、前項の告知に記載の変更日から適用するものとします。

## 自動貸越機能規定

借主が自動貸越機能の利用をあらかじめ希望した場合には、ATMカードローン規定の各条項のほか、次の条項が適用されるものとします。

1. 借主がCDおよびATMを利用したキャッシュカードによる返済用預金口座の預金の払い戻しに伴い資金不足になったときはその不足相当額を当座貸越により貸し出し、自動的に返済用預金口座に入金します。
2. 前項の自動貸越は、返済用預金口座に総合口座の貸越極度額がある場合には、その当座貸越の利用限度を超えた金額について行うものとします。

## ATMカードローンカード規定

ATMカードローン契約の付帯する(ATMカードローンにおける返済用預金口座となっているものをいいます。以下同じ)普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ)口座について発行するキャッシュカード(以下「キャッシュカード」といいます)は、CDおよびATMを使用して、1枚でATMカードローン規定に定める取引(以下「カードローン取引」といいます)とみずほキャッシュカード規定(個人のお客さま用)に定める取引(以下「キャッシュカード」取引といいます)の双方に利用することができます。カードローン取引に利用する場合は、みずほキャッシュカード規定(個人のお客さま用)によるほか、次により取扱います。

### 第1条(カードの利用)

1. キャッシュカードは、次のカードローン取引に利用することができます。
  - (1) みずほ銀行(以下「銀行」といいます)のCD、またはATMを利用して当座勘定から貸越を受ける場合。
  - (2) 銀行および払出提携先のCD、または当行および払出提携先のATMを利用してATMカードローン契約の付帯する普通預金口座の残高(総合口座の貸越利用可能額を含みます。以下同じ)を超える普通預金の払い戻しを請求したことに伴い資金不足となった場合、その資金不足額をカードローン取引により自動貸越を受ける場合。
  - (3) 銀行のATMを利用して当座勘定に返済を行う場合。
  - (4) 銀行のATMを利用して当座勘定から貸越を受け、同時に代わり金を他の預金に通帳を使用して預け入れる(この取扱いを「振替入金」といいます。以下同じ)場合。

- (5) 銀行のATMを利用して当座勘定から貸越を受け、代わり金を当行本支店および銀行以外の金融機関の本支店(機械がご案内表示する金融機関およびその本支店に限ります。以下同じ)にあるご指定のお受取人の当座預金、普通預金、または貯蓄預金口座に振込入金する場合(以下、銀行本支店および銀行以外の金融機関の本支店にあるお受取人の預金口座に振込入金することを単に「振込」といいます)。
- (6) 取引店の窓口でテンキーパッド付カードリーダーを利用して振替入金、振込および当行が定めた範囲で当座勘定から貸越を受ける場合。
- (7) その他当行がウェブサイト上に告知した取引をする場合。

### 第2条(代理人カードの利用)

みずほキャッシュカード規定(個人のお客さま用)に定める代理人カードを用いて、カードローン取引を行うことはできません。

### 第3条(カード・暗証の管理等)

- (1) 銀行は、ATM/CDの操作の際に使用されたキャッシュカードが、銀行が本人に交付したキャッシュカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認のうえ当座勘定からの貸越を行います。銀行の窓口においても同様にキャッシュカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) キャッシュカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、銀行のATMを使用して、お届けの暗証を変更することもできます。この場合は、第6条の定めにかかわらず、書面の提出は不要とします。
- (3) キャッシュカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにキャッシュカードによる当座勘定からの貸越の停止の措置を講じます。

### 第4条(偽造キャッシュカード等による貸越等)

- (1) 偽造または変造キャッシュカードによる当座勘定からの貸越については、本人の故意による場合または

当該貸越について銀行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

- (2) この場合、本人は、ローンカードまたはキャッシュカードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について銀行の調査に協力するものとします。

## 第5条（盗難キャッシュカードによる貸越等）

- (1) キャッシュカードの盗難により、他人に当該キャッシュカードを不正使用され生じた、当座勘定からの貸越については、次の各号のすべてに該当する場合は、当該貸越が本人の故意による場合を除き、銀行は、銀行へ通知が行われた日の30日（ただし、銀行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた貸越（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（本条において「対象額」といいます）について支払いを求めることができないものとします。
- ① キャッシュカードの盗難に気づいてから速やかに、銀行への通知が行われていること
- ② 銀行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 銀行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項にかかわらず、前項の貸越が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを銀行が証明した場合には、銀行は対象額の4分の3に相当する金額について支払いを求めることができないものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項に係る銀行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難キャッシュカード等を用いて行われた不正な貸越が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを銀行が証明した場合には、銀行は当該貸越について支払いを求められます。
- ① 当該貸越が行われたことについて銀行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- a. 本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合
- b. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている者など）によって行われた場合
- c. 本人が、被害状況についての銀行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難にあった場合

## 第6条（キャッシュカードの紛失、届出事項の変更等）

キャッシュカードを紛失した場合またはお名前、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から銀行所定の方法により銀行に届け出てください。

## 第7条（規定の変更）

- (1) 銀行は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容および変更日を当行のウェブサイトまたは営業部店の窓口もしくはATMコーナーへ掲示する等の方法で告知することにより、この規定の内容を変更することができるものとします。
- (2) 変更後の規定については、前項の告知に記載の変更日から適用するものとします。

以上

# ATMカードローン保証委託約款

## 第1条（保証委託要項）

1. 保証委託者（以下「委託者」といいます）の委託に基づいて株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」といいます）が負担する保証債務の範囲は、株式会社みずほ銀行（以下「銀行」といいます）とのATMカードローン契約により、委託者が銀行に対して負担する借入元本、借入利息、損害金、その他一切の債務の全額（以下「原債務」といいます）とします。
2. 保証会社との保証委託契約（以下「原債務」といいます）は、保証会社が保証の承諾の旨を銀行に通知し、原債務に係るATMカードローン契約（以下「貸越契約」といいます）が成立したときにその効力が生じるものとします。
3. 保証委託の期間は貸越契約の契約期間と同一としますが、貸越契約の契約期間が延長または更新されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。
4. 貸越契約が解約もしくは終了した場合にも、保証会社の保証債務は、委託者がすでに個別に借入れた債務については、その返済が終わるまで継続するものとします。
5. 保証委託の極度額は貸越契約の貸越極度額と同一としますが、銀行がやむを得ないと認めて極度額を超えて委託者に貸越を行ったときは、その超過額まで保証委託の極度額は増額されるものとします。
6. 貸越契約の貸越極度額が増減額された場合は、保証委託額も保証会社の承諾を得て増減額されるものとします。
7. 委託者には本契約の各規定および銀行が別途定める規定（もしあれば）が適用されるものとし、両規定が抵触する場合は本契約が優先して適用されるものとします。

## 第2条（原債務の履行義務）

委託者は、本契約ならびに貸越契約の諸規定を遵守し、その支払期日に必ず原債務を履行し、保証会社には何ら負担をかけないものとします。

## 第3条（担保・保証）

1. 委託者は保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社の請求あり次第直ちに保証会社の承諾する担保を差し入れ、または連帯保証人をたてるものとします。
2. 委託者は保証会社が前項の債権保全のために要した費用を全て支払うものとします。

## 第4条（届出事項）

1. 委託者の氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに書面をもって保証会社に通知し、その指示に従うものとします。
2. 前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到達したものとします。
3. 委託者について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、委託者または委託者の補助人、保佐人、後見人はその旨を直ちに保証会社に書面で届けるものとします。届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様とします。これらの届出を怠ったために生じた損害については、保証会社は責任を負わないものとします。
4. 委託者は保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、委託者の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
5. 委託者は委託者の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、保証会社に遅滞なく報告するものとします。
6. 委託者は銀行における与信業務（途上与信を含みます）および債権管理業務のため、本条の届出事項を、保証会社が銀行に報告することについて異議を述べないものとします。
7. 委託者は本申し込みに係る審査のためもしくは債権管理のために保証会社が必要と認めた場合、保証会社が委託者の住民票等を取得し利用することに同意します。

## 第5条（保証債務の履行）

保証会社が保証債務を履行するときは、委託者に対する事前の通知を要せず、また原債務の期限到来の有無にかかわらず、履行の方法、金額について保証会社が任意に実行されても委託者は異議を述べないものとします。

## 第6条（償還の範囲）

保証会社が保証債務を履行したときは、委託者は保証会社に対して直ちに返済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

- (1) 保証会社の履行金額。
- (2) 前号の金額に対し、保証会社が支払いを行った日の翌日から、委託者が保証会社に返済する日までの年14.6%の割合（年365日の日割計算）による損害金。
- (3) その他保証会社の委託者に対する権利の行使もしくは

は債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用。

- (4) 本契約から生じた一切の費用（訴訟費用および弁護士費用を含みます）。

## 第7条（債務の返済等にあてる順序）

1. 委託者が支払った返済金为本契約による債務および委託者と保証会社との取引による他の債務がある場合にはその債務も含めて、委託者の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当することができ、委託者はその充当に対して異議を述べないものとします。
2. 委託者または連帯保証人からの申出により相殺を行う場合も前項と同様とします。

## 第8条（事前求償）

1. 委託者についての次の各号の事由が一つでも生じた場合には、委託者は保証会社が保証している金額全額について、保証会社からの通知催告等がなくても、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに返済します。
  - (1) 委託者が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに約定返済金額（損害金を含みます）を返済しなかったとき。
  - (2) 委託者が住所変更等の届出を怠るなど、委託者の責めに帰すべき事由により、保証会社に委託者の所在が不明となったとき。
  - (3) 委託者が保全処分、強制執行を受けたとき。
  - (4) 競売、破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
  - (5) 委託者が公租、公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
  - (6) 委託者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (7) 債務の整理・調整に関する申立があったとき。
  - (8) 委託者が保証会社の発行するカード会員である場合、当該カード会員規約に基づき会員資格の取り消しを受けたとき。
  - (9) 第11条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号のいずれかに該当したとき、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
2. 次の場合には、委託者は保証会社からの請求により、保証会社が保証している金額全額について、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに返済します。
  - (1) 委託者が本契約および原債務の貸越契約の一つにで

も違反したとき。

- (2) 委託者が保証会社または銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
  - (3) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたと保証会社が判断したとき。
3. 前2項の場合、委託者は保証会社に対する求償債務または原債務について担保があると否を問わず求償に应ずるものとし、また保証会社に対して担保の提供または原債務の免責を請求しないものとします。なお、委託者が求償債務を履行した場合には、保証会社は遅滞なくその保証債務を銀行に対し履行するものとします。

## 第9条（相殺）

委託者が第8条1項、2項により償還債務を履行しなければならない場合、その債務と委託者の保証会社に対する債権とを期限のいかんにかかわらず、いつでも保証会社において相殺することができるものとします。

## 第10条（中止、解約、終了）

1. 委託者が第8条1項、2項の各号の一つに該当したとき、または第3条に基づき保証会社を権利者として認定した担保権の担保価値が著しく低下したとき、もしくはその他債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社は本契約に基づく保証を中止し、または解約することができるものとします。
2. 本契約に基づく保証が前項により中止、解約されまたは終了した場合にも、保証会社の保証債務は、委託者がすでに個別に借入れた債務については、その返済が終わるまで継続するものとします。
3. 委託者は、前2項の定めにかかわらず、本条1項により保証会社から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の返済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけないものとします。

## 第11条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者は、委託者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関

発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で委託者に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。

係を有すること

- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対し資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者は自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 委託者が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、委託者は、委託者に損害が生じたときでも、保証会社に対し何らの請求をしないものとします。

## 第12条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本契約の準拠法は日本法とします。
2. 委託者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のかんに拘わらず委託者の住所地、銀行および保証会社の本社・支社・営業所・センターの所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## 第13条（債権譲渡）

委託者は保証会社が委託者に対して有する債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

## 第14条（契約の変更）

保証会社は、民法548条の4の定めに従い、あらかじめ、効力

## 個人情報の取扱いに関する同意書

私は、以下の条項について同意するにあたり、以下の条項が申込書、契約書および個人ローン規定書の約定と重複している場合には、以下の条項が適用され、以下の条項以外の条項については申込書、契約書および個人ローン規定書の条項が適用されることに同意します。

### 【株式会社みずほ銀行に対する同意条項】

#### 第1条 みずほ銀行の個人情報の利用目的

私は、貴行（以下「銀行」といいます）が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、私の個人情報を、次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

業務内容	①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 ②投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ③その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
利用目的	①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申し込みの受付のため ②法令等に基づくご本人さまの確認等や金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため ⑥与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において委託された当該業務を適切に遂行するため ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ⑨市場調査やデータ分析等による金融商品やサービスの研究や開発のため ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサー

ビスに関する各種ご提案やご案内のため  
⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案やご案内のため  
⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため  
⑬各種リスクの把握および管理のため、その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため  
なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、以下の通り、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

- 銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
  - 銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ※上記利用目的⑩、⑪に基づくダイレクトメールの発送等については、お客さまよりお申出をいただいた場合は停止をいたします。

#### 第2条 個人情報の第三者提供

- みずほ銀行による個人情報の第三者提供・相互利用
  - ローン申込に係る契約（以下「本取引」といいます）に株式会社オリエントコーポレーションの保証を付ける場合  
私は、ローン申込および取引に係る情報を含む私に関する下記情報が、保証委託先株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」といいます）におけるローン申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることに同意します。
  - 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、ローン申込書ならびに付属書

面等ローン申込・契約等にあたり提出する書面に記載の全ての情報

- ② 銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
  - ③ 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、私の銀行における取引情報（過去のものを含む）
  - ④ 延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
  - ⑤ 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報
- (2) ローン申込に係る契約に団体信用生命保険を付ける場合

私は、「申込書兼告知書」に記載の被保険者である私の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態、職業等）および同書とともに銀行に提出する書面が、同書面に記載の保険契約者である銀行により、ローン残高とともに銀行が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含み、以下「生命保険会社」といいます）に提供されることに同意します。また、銀行が当該保険の運営において入手する被保険者である私の個人情報が、当該保険契約の事務手続（申し込み・諾否結果の確認・保険金請求計算等の維持管理等）に利用されることに同意します。銀行から提供された被保険者である私の個人情報が、生命保険会社により各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用され、銀行、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供されることに同意します。また、保険金の支払いが不払いとなった場合はその理由について生命保険会社から銀行に連絡することに同意します。なお、今後、被保険者である私の個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き銀行および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われることに同意します。生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、被保険者である私の個人情報は変更後の生命保険会社に提供されることに同意します。

- (3) 職域・学域・公共団体・不動産会社提携ローンの場合

私は、銀行とローン申込に係る提携先との間で、ローン申込・ローンの継続的な利用に関する取引上の判断・取引における管理、および当該提携先における福利厚生・学生支援・公共団体関係者支援の運営のために必要な範囲内で私の個人情報が相互に提

供・利用されることに同意します。

私は、銀行がローンの事務手続を円滑に行う等のために、ローン申込の諾否の結果について、提携先に提供されることに同意します。（ただし、提携先を通じてローンの事務手続を行う場合、または提携先の推薦を得てローン申込を行う場合に限りです。）

- (4) 利子補給ローンの場合

私は、銀行とローン申込に係る利子補給先との間で、当該利子補給のために必要な範囲内で私の個人情報相互に提供・利用されることに同意します。

2. 私は、銀行が債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社にローン申込に係る債権の回収を委託する場合には、私の個人情報が、同社との間で、ローン申込に関する取引上の判断および同社における管理・回収のために必要な範囲内で相互に提供、利用されることに同意します。
3. ローン等の債権は、債権譲渡・証券化等により他の事業者等に移転することがあります。私は、その際、私の個人情報が当該債権譲渡または証券化等のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

### 第3条 不同意等の場合の取扱い

私は、私がローン申込に必要な記載事項を記載しない場合または本同意条項の全部もしくは一部に同意しない場合は、銀行がローン申込による契約を断る場合があることに同意します。

### 第4条 開示・訂正等

私は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第33条から第35条に規定する開示、訂正、利用停止等の手続きについては、銀行のホームページに記載されている手続きにより行われることに同意します。なお、第6条に規定する個人情報機関に登録されている情報の開示は、銀行ではできないため、各機関に対し請求するものとします。

### 第5条 申し込み事務を委任する場合の取扱い

私は、ローンの申し込みに係る事務を（以下、同社）に委任します。ただし、諾否の回答等は私に対して直接行ってください。私は、銀行がローンの申し込みに関する諾否の結果を私に対して直接回答するのは別に、同社に対して行うことに同意します。

【株式会社みずほ銀行の個人情報機関の  
利用・登録等について】

第6条 個人情報機関への登録・利用等

1. 私は、ローンの申し込みに関して銀行が加盟し利用する個人情報機関ならびに同機関と提携する個人情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則13条6の6に定める通り、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
2. 私は、ローンの申し込みに関する客観的な事実について、銀行が加盟し利用する個人情報機関にそれぞれ定める期間登録され、銀行が加盟し利用する個人情報機関の加盟会員によって、自己の取引上の判断のために利用されることに同意します。
3. 私は、以下の個人情報（その履歴を含む。）が銀行が加盟し利用する個人情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
4. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
5. 前4項に規定する個人情報機関、登録情報は次の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は、銀行ではできないため、私は、各機関に対し請求するものとします。

<p>当行が加盟し利用する個人情報機関の名称・所在地・電話番号等</p>	<p>左記個人情報機関の定めるローンの申し込みならびにローンの申し込みによる契約に基づき登録される個人情報とその期間</p>
<p>名称：全国銀行個人情報情報センター 所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></p>	<p>氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報：下記の情報のいずれかが登録されている期間 個人情報機関を利用した日、ローン申込の内容等事実：個人情報機関を利用した日より1年を超えない期間 借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）：契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間 不渡情報：第1回目不渡りは不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 官報情報：破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨：当該調査中の期間 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報：本人から申告のあった日から5年を超えない期間</p>
<p>なお、全国銀行個人情報センターは、次の個人情報情報機関と提携しております。 株式会社日本信用情報機構(JICC) (<a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>) 事務局所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a> 電話番号：0570-055-955</p> <p>名称：株式会社シー・アイ・シー 所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a> 電話番号：フリーダイヤル0120-810-414</p>	

## 【株式会社オリентコーポレーションに 対する同意条項】

### 第7条 個人情報の収集・利用・保有

私は、ローン等与信取引の申し込みならびに契約に関して、保証会社が以下の個人情報（変更後の情報を含む。以下同じ）を与信（保証審査・途上与信を含む。以下同じ）、与信後の管理および加盟する個人信用情報機関等適正な業務遂行に必要な範囲内の第三者提供のため、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用し、保証会社が定める相当な期間保有することに同意します。

- ① 属性情報（本申し込み時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。以下同じ）、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等）
- ② 契約情報（契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名・役務名・権利名およびその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等）
- ③ 取引情報（本契約に関する利用残高、月々の返済状況等（内訳を含む）、取引の現在の状況および履歴その他取引の内容）
- ④ 支払能力判断情報（申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に保証会社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等）
- ⑤ 本人確認情報（申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写しまたは在留カード等に記載された事項）
- ⑥ 映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁気的または光学的媒体等に登録したもの）
- ⑦ 公開情報（官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報）

### 第8条 個人情報の利用

- (1) 私は、保証会社が保証会社のクレジット事業、カード事業およびその他の金融サービス事業(※)における下記①および②の目的のために第7条①②③の個人情報、下記③の目的のために第7条①②③⑥の個人情報を利用することに同意します。
  - ① 市場調査、商品開発
  - ② お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
  - ③ 契約または法律に基づく権利の行使、義務の履行

(※)保証会社の金融サービス事業の具体的な内容については、保証会社ホームページ(<https://www.orico.co.jp>)等において公表しております。

- (2) 私は、保証会社が本契約に基づく保証会社の業務を国内または外国にある第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

### 第9条 個人信用情報機関への登録・利用

- (1) 私は、保証会社が申込者への与信または与信後の管理のため、保証会社の加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私に関する個人情報が登録されている場合には、保証会社がそれを利用することに同意します。
  - (2) 保証会社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。
    - ① 名称：株式会社シー・アイ・シー（C I C）  
（割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）  
住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階  
電話番号：0120-810-414  
(<https://www.cic.co.jp/>)
    - ② 名称：株式会社日本信用情報機構（J I C C）  
（貸金業法に基づく指定信用情報機関）  
住所：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14住友不動産上野ビル5号館  
電話番号：0570-055-955  
(<https://www.jicc.co.jp/>)
  - (3) 私は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が保証会社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、保証会社の加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録機関	
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間	同左
本契約に係る申し込みをした事実	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

- (4) 保証会社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

保証会社の加盟する個人信用情報機関	CIC	JICC
保証会社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	JICC	CIC
	全国銀行個人信用情報センター ( <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a> ) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020	同左

- (5) 個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報および契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名およびその数量・期間・回数、契約額または極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容ならびに取引の履歴に関する個人情報の全部または一部、その他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。
- (6) 保証会社が加盟する個人信用情報機関は、保証会社ホームページにおいて公表しております。

## 第10条 個人情報の銀行への第三者提供

私は、ローン申込および取引に係る情報を含む私に関する下記情報が、みずほ銀行における後記の目的の達成に必要な範囲内で、保証会社よりみずほ銀行に提供されることを同意します。

- 提供される個人情報
  - 氏名、住所、連絡先、家族構成、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、ローン申込書ならびに付属書面等ローン申込にあたり提出する書面に記載の全ての情報
  - 保証会社での保証審査の結果に関する情報
  - 保証番号や保証料金額等、信用保証における取引に関する情報
  - 保証残高情報、他の取引に関する情報等、みずほ銀行における取引管理に必要な情報
  - みずほ銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報
  - 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報
- 提供される目的  
第1条に記載の利用目的

## 第11条 個人情報の提供・利用

私は、保証会社が下記の場合に第7条の個人情報を保護措置を講じた上で、必要な範囲内で提供し当該提供先が当該提供の趣旨に従った目的で利用することに同意します。

- 金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）、債権回収会社（以下これらを総称して「金融機関等」といいます。保証会社ホームページに掲載しております。ご参照ください。）が、保証会社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡および担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引に際して、債権ならびに権利の保全、管理、変更および行使のために必要とする場合。
- サービサー会社である下記会社が、譲り受けまたは委託を受けた債権の管理・回収を行うため、および債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うために必要とする場合。

名称	住所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麴町5-2-15階	03-3222-0328
オリファサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1-3-21新宿TXビル8階	03-6233-3480

## 第12条 個人情報の開示・訂正・削除

- (1) 私は、個人情報について、保証会社所定の方法により開示するよう請求することができます。ただし、保証会社または第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等保証会社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより保証会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合および個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると保証会社が判断した個人情報については、開示しないものとします。
- (2) 保証会社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確または誤りであることが明らかになった場合は、保証会社は速やかに当該事実の訂正または削除に応じます。ただし、客観的な事実以外の事項に関してはこの限りではありません。
- (3) 保証会社が個人信用情報機関または提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関または提供先に連絡してください。なお、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関または提供先の定めに従うものとします。

## 第13条 本条項に不同意の場合

保証会社は、申込者が本契約に必要な事項（本申し込み時に申込者が記載・入力すべき事項）の記入等を希望しない場合および本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることができます。ただし、第8条(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に保証会社が本契約をお断りすることはありません。

## 第14条 利用中止の申出

私は、本条項第8条(1)①②の目的で保証会社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、保証会社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。ただし、請求書等本契約の業務上必要な書類（電磁的記録の送信を含む）に同封（同送）される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

## 第15条 本契約が不成立の場合

私は、本契約の不成立または成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第7条に基づき、本契約に係る申し込み・契約をした事実に関する個人情報が保証会社において一定期間利用されることに同意します。

## 第16条 お問い合わせ窓口

本条項に関するお問合せおよび第12条の開示・訂正・削除の請求ならびに第14条の利用中止のお申出先は、下記お問い合わせ窓口または取扱支店とします。また、個人情報の開示手続等については、保証会社ホームページをご参照ください。なお、保証会社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者（個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員）を設置しております。

## 第17条 条項の変更

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

### 【お問い合わせ窓口】

株式会社オリエントコーポレーション(<https://www.orico.co.jp>)  
お客様相談室 〒102-8503  
東京都千代田区麹町5丁目2番地1  
TEL 03-5275-0211

